

公的研究費関連
取引業者 各位

大阪樟蔭女子大学学長

大阪樟蔭女子大学との取引における誓約書の提出について

平素は本学の教育研究に格別のご協力を賜り、深く御礼申し上げます。
さて、昨今の報道等によりご承知とは存じますが、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受けて、文部科学省において、取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書の提出を求めることとされました。(【参考】参照)

このため、本学では「公的研究費の運営・管理及び研究不正行為の防止に関する規程」に基づき、不正行為防止計画を遵守していただけることを前提に取引を行うこととし、一定以上の取引のある場合に「誓約書」を下記のとおり提出していただくことになりましたので、ご理解・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

記

1 提出方法及び提出先

提出方法：様式（誓約書）を郵送又は直接持参により提出

※大学ホームページに関連規程、誓約書様式及び告発窓口を掲載しております。

URL <http://www.osaka-shoin.ac.jp/univ/research/>

提出先：〒577-8550 東大阪市菱屋西4-2-26

大阪樟蔭女子大学 くすのき地域協創センター

2 誓約書の提出を求める対象範囲

本学と公的研究費関連の取引を行い、かつ一定以上の取引のある事業者。

ただし、次の者は除外する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国、地方公公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人② 国際組織、外国企業等③ 電気・ガス・水道・通信・郵便運送・定期購読の出版事業者等④ 弁護士・特許・税理士事務所等⑤ 営利目的としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）⑥ 情報・施設管理担当が発注する大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等⑦ その他、本学が提出の必要がないと判断したもの |
|---|

【参考】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）より抜粋

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動（機関に実施を要請する事項）
(3)不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動（実施上の留意事項）
② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。 <誓約書等に盛り込むべき事項> ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること ※また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

【問い合わせ】

〒577-8550

東大阪市菱屋西 4-2-26

大阪樟蔭女子大学 くすのき地域協創センター

電 話 06-6723-8237

F A X 06-6723-8008

E-Mail gakujiyutsu@osaka-shoin.ac.jp